

江田島市観光戦略チーム「一步」分科会の運営支援等委託業務基本仕様書（案）

1 業務名

江田島市観光戦略チーム「一步」分科会の運営支援等委託業務

2 業務の目的

本業務は、観光戦略チーム「一步」（以下、「一步」という。）事務局（交流観光課）と連携して、「一步」分科会における観光振興に関する議論を活性化させるために、ワークショップ等を開催するなど、分科会運営の支援を行うほか、分科会等での議論を経て決定した江田島市の観光の方向性に基づく観光ガイドブック等のPR用ツールを作成するとともに、効果的なプロモーションが実施できる施設等に当該PR用ツールを配布する業務を行うものです。

3 履行期間

契約締結の翌日から平成31年3月29日まで

4 業務内容

(1) 効果的な本市観光PRを実施するために必要な本市観光の方向性検討及び提案

総観光客数及び観光消費額の増加に効果的なターゲットに対して江田島市の魅力を発信し、適切なプロモーションを行うことができるように、「一步」分科会による意見の抽出、検討を経て、受託者の知見も踏まえた本市観光方向性を検討し、(3)で制作するPR用ツールの基本コンセプトの確定までに事務局に提案すること。

(2) 「一步」分科会による本市観光の方向性検討のためのワークショップ等の開催

下記の分科会において、観光振興計画に定める総観光客数、観光消費額の達成を目指すうえで必要な本市観光PRを行うため、効率的・効果的に情報発信できるように本市の無数の観光資源を体系的に整理し、本市観光の方向性を検討するためのワークショップ等を開催するとともに、方向性に従って実施すべき事業構想案を策定すること。

ア ワークショップ等を開催する分科会

名 称	役 割
①コンテンツ開発チーム	観光スポット、体験プログラム等の開発・体系的な整備
②魅力ある食と産品チーム	観光地に欠かせない「食」と「土産物」の充実、販路拡大
③プロモーションチーム	戦略的な広報の検討・実施とPRイベント等の開催

※名称はいずれも仮称

イ ワークショップの開催回数

本業務実施の趣旨に基づき適切な成果が得られるよう、各分科会においていずれも最低2回以上のワークショップを開催すること。また、必要に応じて複数の分科会

間の横断的なワークショップを開催することもできる。

ウ 具体的な業務内容

開催内容の企画、会議資料の作成、会議の進行、議事録の作成、その他必要な業務を実施すること。

エ 事業構想の策定

各分科会で検討した本市観光の方向性に従って実施すべき事業構想を各分科会あたり1案以上策定し、11月10日までに事務局に提案すること。

(3) 観光PR用ツールの制作等

上記(1)(2)の業務により決定した「本市観光の方向性」等に沿って、ターゲットに対するプロモーションとして効果的な以下のツールを制作すること。制作にあたっては「一歩」プロモーションチーム等と連携した取り組みとすること。

ア 観光ガイドブック等（最低10,000部制作）

イ ノベルティグッズ（最低10,000個制作）

(4) PR用ツールを活用した効果的なプロモーションの実施

ア 制作したPRツールの配布

本市の地勢等も考慮したうえで、上記(3)で制作したアのうち5,000部を誘客促進に繋がる情報発信スポット等に配布し、備え付けること。その場合、下記「配布対象外施設」への配布は行わないこと。

配布対象外施設

- 江田島市内に設置されている施設
- 広島県内に設置されている公官庁及び自治体等が管理・運営する施設
- 地方自治体が情報発信することに適当でない施設（公序良俗に反する施設）

イ PRツールのイメージデータの活用による電子的なプロモーションに関する提案

5の(1)により納品する観光PR用ツールのイメージデータを活用し、観光客数の増加に資する電子媒体等によるプロモーションの実施方法について提案すること。

(5) その他

チームによる取組の活性化等に資する内容として、独自の企画提案等があれば提案の上実施すること。

5 成果物

本業務における成果物を、以下のとおり納品すること。

(1) 観光PR用ツール

上記4の(3)で制作した観光PR用ツールのうち、4の(4)で配布したもの以外の制作物を納品すること。また、4の(3)のアをPDFデータにし、CD-ROM又はDVD-ROMにより2枚提出すること。

(2) 報告書

本業務の実施内容に関する報告書（A4版 PDF形式及びMicrosoft Word形式）の電子データをCD-ROM又はDVD-ROMにより、納品すること。また、紙媒体1部を合わせて納品すること。

6 納入場所

広島県江田島市大柿町大原 505 番地
江田島市産業部交流観光課

7 業務の再委託

業務の実施に関し、受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの事業概要、再委託先事業者とその業務体制、責任者を明記の上、書面により提出し、本市の承諾を得ること。

8 その他

受託者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務の実施に当たっては、委託者と緊密な連絡を取り、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (2) 成果品の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (3) 本業務が完了した後において、受託者の責により成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これらに係る費用はすべて受託者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は、すべて受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書の定めのない事項については、その都度、委託者と協議するものとする。
- (6) 江田島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取り扱いについては細心の注意を払うこと。本業務に従事する者については、守秘義務の遵守を徹底させること。